

未登記家屋の所有者の変更について

未登記家屋(法務局に登録されていない家屋)の所有者が売買、相続等の理由により変更となった場合、法務局で表題登記していただくか、未登記のまま所有者を変更される場合は税務課 固定資産税第2係への申請が必要となります。

登記家屋は、所有権移転登記をすると法務局からの通知で所有者を変更できますが、未登記家屋は申請していただかないと所有者の変更ができませんので、必ず手続きをお願いします。

※手続きの詳細についてはお問い合わせいただくか、市ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284・285)



家屋調査にご協力ください

新築・増改築された家屋について、固定資産税・都市計画税賦課のため家屋調査を行っています。

家屋調査とは、家屋の評価額を算出するために、部屋の間取りや外部・内部仕上げの使用資材、設備について目視や図面で確認するものです。

該当する人には文書で案内を送付します。ご協力をお願いします。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284・285)

地方税統一QRコードを利用した市税の納付方法が追加されます

令和6年度から、下記市税の納付書にeL-QR(地方税統一QRコード)が印字され、従来の納付方法に加え、自宅のパソコンやスマートフォン等から読み取り、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付ができるようになります。

- ・市県民税(普通徴収)
- ・国民健康保険税(7月以降対応可)



地方税お支払いサイト

eL-QRが利用可能な金融機関やご利用方法は上記のQRコードをご確認ください。

問合せ＝税務課 納税推進係(内線273～276)、保険年金課 保険税係(内線321・324・329)

令和6年度市民税・県民税・森林環境税の納税通知書を6月10日(月)に発送します

- ・発送件数が多いため、お手元に届くまで1週間程度かかることがあります。
- ・第1期目の納期限は、7月1日(月)です。
- ・次の人には通知書を送付していません。
 - ①全額給与からの天引きで納めていただく人
5月17日(金)に勤務先へ特別徴収税額決定通知書を発送しました。
 - ②非課税の人

問合せ＝税務課 市民税係(内線281～283)

令和6年度市民税・県民税の定額減税について

令和6年度の市民税・県民税の特別税額控除(定額減税)を下記のとおり実施します。

対象＝令和6年度の市民税・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

ただし、以下に該当する人は対象外となります

- ・市民税・県民税が非課税の人
- ・市民税・県民税均等割・森林環境税(国税)のみの人

算出方法＝令和6年度市民税・県民税について、納税義務者の所得割額から、下記の減税額の合計額を控除します

- (1)本人 1万円
- (2)控除対象配偶者、扶養親族(国外居住者を除く) 1人につき1万円

※実施方法は給与所得者、事業所得者等、年金所得者によって徴収方法が異なります。詳しくは市ホームページまたはお手元に届く令和6年度の「納税通知書」、「特別徴収税額の決定・変更通知書」をご覧ください。

問合せ＝税務課 市民税係(内線281～283)

児童手当の支払い

児童手当の令和6年2月分～5月分は、6月14日(金)に受給者の預金口座に振り込みます。15日(土)以降に入金を確認してください。

※以下のときは、速やかに届出をしてください。

- ①児童の数が増減したとき
- ②振り込み口座の変更や解約したとき
- ③氏名や住所を変更したとき
- ④受給者が公務員になったとき
- ⑤3歳未満の児童がいる受給者の年金区分が変わったとき

問合せ＝子育て支援課(内線522)